

TORANOTEC アクティブジャパン

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書(請求目論見書)

(2018 年 10 月 13 日)

※本書は金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。

TORANOTEC

ASSET MANAGEMENT

この目論見書により行う「TORANOTEC アクティブジャパン」の募集については、発行者である TORANOTEC 投信投資顧問株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第 5 条の規定により、有価証券届出書を 2018 年 10 月 12 日に関東財務局長に提出しており、2018 年 10 月 13 日にその効力が生じております。

投資信託説明書（請求目論見書）

—目次—

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	19
4【手数料等及び税金】	22
5【運用状況】	26
第2【管理及び運営】	31
1【申込(販売)手続等】	31
2【換金(解約)手続等】	32
3【資産管理等の概要】	33
4【受益者の権利等】	36
第3【ファンドの経理状況】	37
1【財務諸表】	39
2【ファンドの現況】	46
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	47
第三部【委託会社等の情報】	48
第1【委託会社等の概況】	48
信託約款	72

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

TORANOTECアクティブジャパン

(以下「当ファンド」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権 (以下「受益権」といいます。)

当初元本は1口につき1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律 (以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります (以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。) 。委託会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社 (以下「委託者」または「委託会社」といいます。) は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行 (売出) 価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行 (売出) 価格】

取得申込受付日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※当ファンドの基準価額については下記の委託会社照会先でご確認ください。

《委託会社照会先》

TORANOTEC投信投資顧問株式会社

■TORANOTEC投信お問い合わせ窓口

電話番号 03-6432-0782

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

■ホームページ

<http://www.toranotecasset.com/>

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額（当初申込期間においては1口当たり1円）に、3.24%（税抜 3.00%）（※）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）で再投資する場合は1円以上1円単位です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間 2018年10月13日から2019年10月11日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）は、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社の定める期日までに販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込み代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社照会先にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

(12) 【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

②取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社または委託会社の指定する販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

③申込み証拠金

該当事項はありません。

④本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

第1 【ファンドの状況】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。
信託金の限度額は5,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年1回	グローバル		
一 般				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
	年4回	北米		
債券			ファミリーファン ド	あり ()
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)	アジア		
社債				
その他債券	年12回	オセアニア		
クレジット属性 ()	(毎月)			
	日々	中南米		
不動産投信				
	その他	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株 式 一般))	()	中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

*当ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に網掛け表示しております。

**属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。上記商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<http://www.toushin.or.jp/>

ファンドの目的

わが国の中小型株式を主要投資対象とし、「成長」「割安」「変化」に着目した銘柄選択によって信託財産の長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 わが国の中小型株を中心に成長性の高い銘柄などに幅広く投資します。

主としてわが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)のうち中小型株式に投資します。



2 中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業を選別します。

ファンドは、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、株価が割安な有望企業や変化する企業など様々なタイプの銘柄をブレンドし、バランス感覚をもって分散投資します。



3

中長期的観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等から総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整を行います。

組入銘柄については個別の株価動向を見ながら投資比率の調整(投資比率の引き上げや引き下げなど)を行います。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。

【投資プロセス】

組入れ→ポートフォリオ構築 30～50銘柄前後

企業訪問等、個別企業の情報収集を行い、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等から総合的に判断します。※組入銘柄数は運用資産規模によって変動します。



銘柄選定「成長」「割安」「変化」

企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業について、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案します。



わが国の中小型株式

JASDAQ上場株式、東証マザーズ上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株、中型株等

4

数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます。

事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるか、などあらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する可能性のある銘柄の出現をじっくり待つという姿勢をとります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。

※ファンドの組入れ銘柄の時価が数倍上がるという保証はありません。ファンドは複数の銘柄に投資するため、一部の銘柄の時価が高騰した場合にも、他の銘柄の時価が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落する可能性があります。

④信託金の限度額

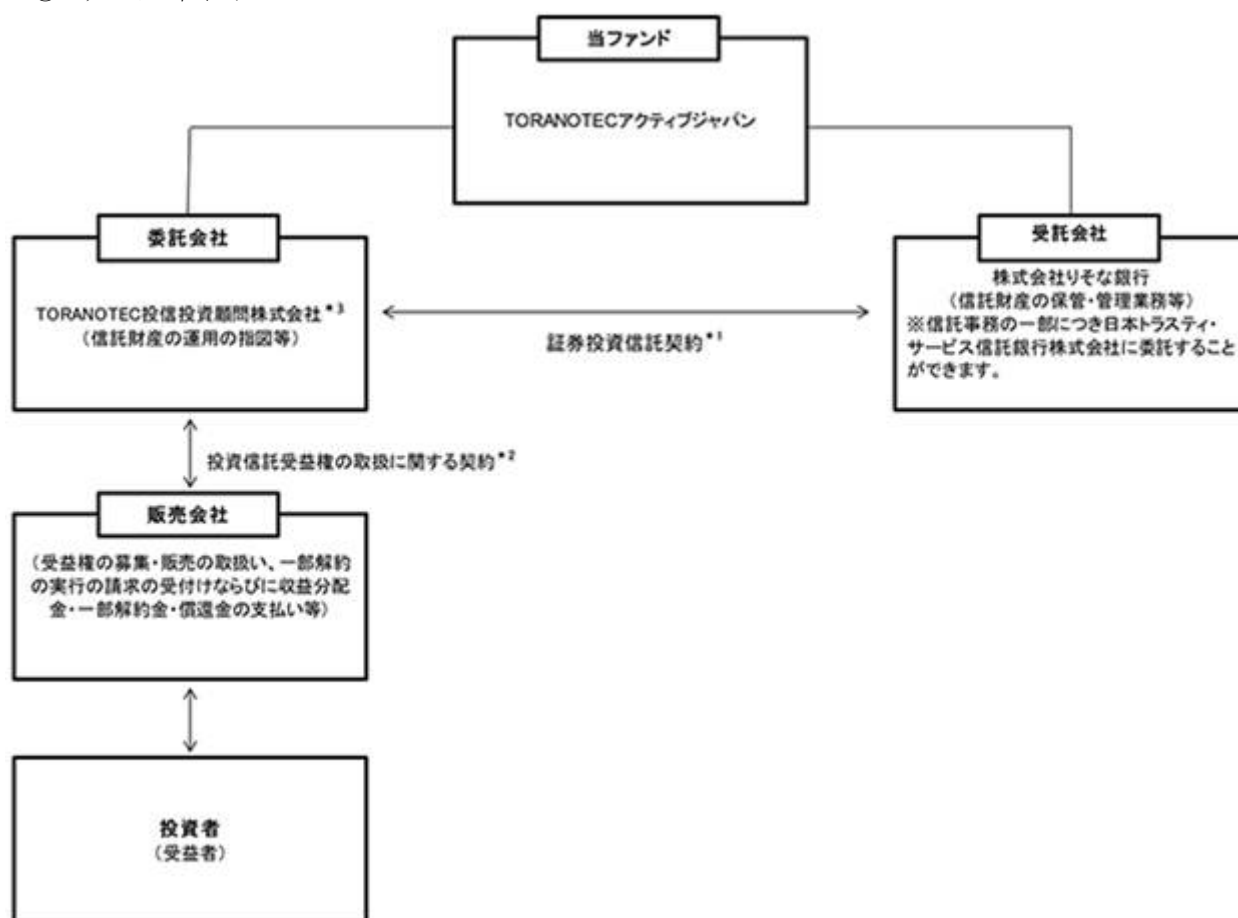
受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成29年9月29日 信託契約締結、当ファンドの設定日・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



*1 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

*2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う受益権の募集販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

*3 委託会社が自己の発行した「TORANOTECアクティブジャパン」の受益権を自らも募集するため、TORANOTEC投信投資顧問株式会社は販売会社としての役割も有しております。

②委託会社の概況 (平成30年8月末日現在)

・資本金の額

資本金の額 5億9,430万円

・委託会社の沿革

平成10年7月	クオンティス投資顧問株式会社を設立
平成10年9月	投資顧問業の登録
平成12年6月	投資一任契約に係る業務の認可を取得
平成15年8月	商号をプライマリー・アセット・マネジメント株式会社に変更
平成17年7月	商号をファンドクリエーション投資顧問株式会社に変更
平成17年9月	商号をファンドクリエーション投信投資顧問株式会社に変更
平成17年10月	投資信託委託業に係る業務の認可を取得
平成19年9月	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録
平成22年4月	商号をばんせい投信投資顧問株式会社に変更
平成28年12月	商号をTORANOTEC投信投資顧問株式会社に変更

・大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比率
TORANOTEC株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山トラストタワー27階	23,372株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

わが国の中小型株式を主要投資対象とし、成長・割安・変化に着目した銘柄選択によって信託財産の長期的な成長を目指します。

②運用の方法

(1) 主要投資対象

主としてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）のうち中小型株式に投資します。

(2) 投資態度

- a. 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- b. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 運用の形態



(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- [1] 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券（金融商品取引法第2条第1項および同第2項に定めるものをいいます。）
 - b. 金銭債権
 - c. 約束手形（a. に掲げるものに該当するものを除きます。）
- [2] 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

②有価証券および金融商品の指図範囲等

- [1] 上記①に定める有価証券の他、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - a. 株券または新株引受権証書
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券
 - d. 特別の法律により法人が発行する債券
 - e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - j. コマーシャル・ペーパー
 - k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - n. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - p. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - q. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - r. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 - s. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - t. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - u. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、aの証券または証書ならびにlおよびpの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券ならびにnのうち投資法人債券ならびにlおよびpの証券または証書のうちbからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、mおよびnの証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

〔2〕 委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

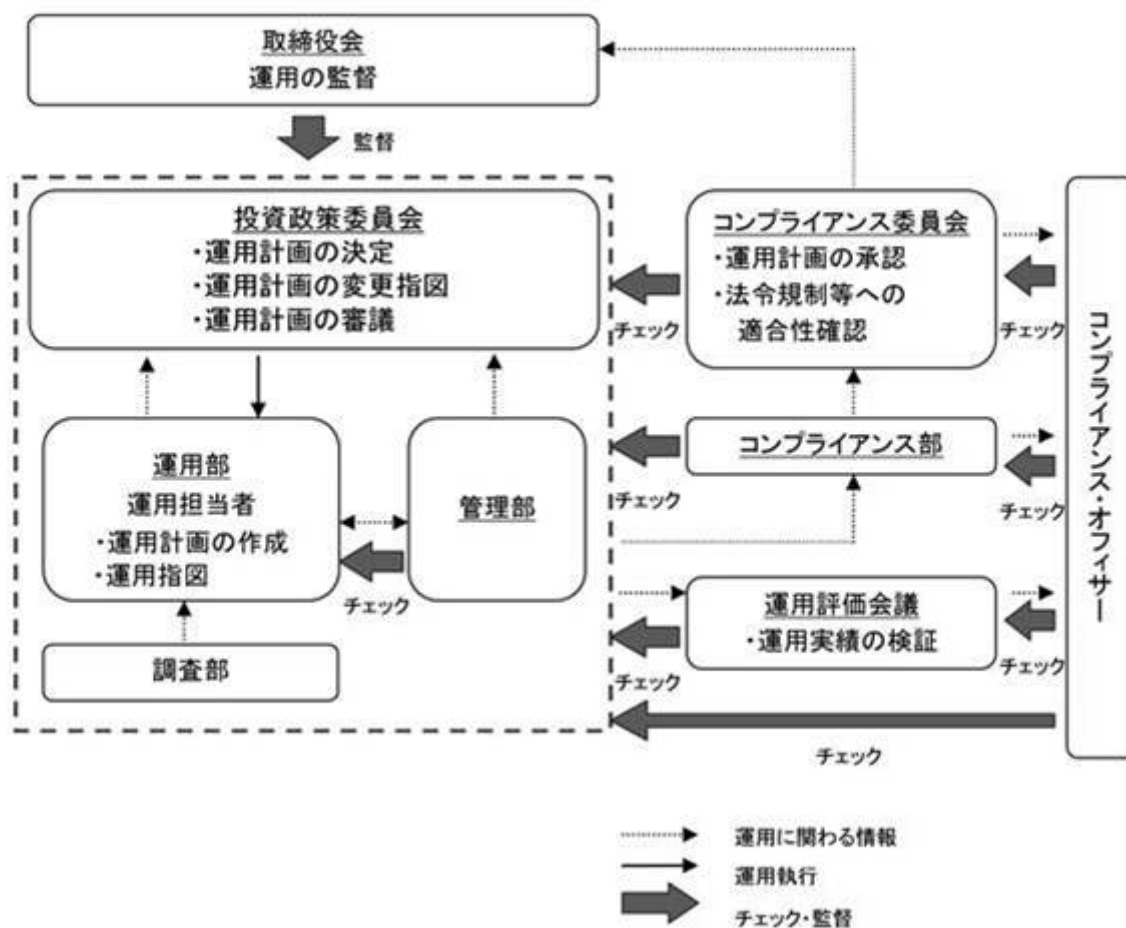
- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

〔3〕 上記②〔1〕の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

①当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は、委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



※運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

②運用の流れ

〔1〕 運用計画策定

a. 投資銘柄の決定

委託者の定める投資適格の基準を満たした銘柄を前提とし、東証一部上場の大型株を除く、わが国の株式（JASDAQ上場株式、東証マザーズ上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場小型株、中型株等）の中から、中小型株の投資魅力である企業の成長性を中心に、割安、変化する企業に着眼し、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資候補銘柄を選定します。投資候補銘柄の中から、さらに、運用担当者等の個別企業リサーチによる情報収集、分析、評価を経て、株価水準、業種配分、時価総額等を考慮の上、投資銘柄を決定します。

b. 運用計画の決定プロセス

運用会議において、委託会社の運用担当者は市場環境について討議を行い、調査部による報告を含めた様々な情報を得ます。運用会議を経て、運用計画は、運用担当者が起案し投資政策委員会に提出します。取締役会の監督の下、投資政策委員会において運用計画を審議し決定しますが、運用方針等に適合しない場合、運用計画の変更指図をします。投資政策委員会において決定された運用計画は、コンプライアンス委員会において法令、信託約款および社内規程等への適合性を確認したうえで承認され、運用の執行が行われます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規程等の遵守状況について、管理部、コンプライアンス部がチェックを行います。コンプライアンス部は問題があった場合にはコンプライアンス・オフィサーに報告します。また、運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託会社の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図します。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、投資政策委員会に提出します。

〔2〕 運用指図

投資政策委員会で審議された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

〔3〕 リスク管理および運用成果のチェック

委託会社の運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を委託会社の管理部長が日々チェックしており、コンプライアンス部、コンプライアンス・オフィサーおよび運用担当者に報告しています。また、運用成果のチェックは投資政策委員会が定期的に行います。

③運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年7月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託会社が、信託財産の成長に資することを目的に、上記①の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。従って、必ず分配を行うものではありません。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

毎年7月20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

(5) 【投資制限】

①株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④先物取引等の運用指図・目的・範囲

- [1] 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「（2）投資対象②有価証券および指図範囲等〔2〕a. からd.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

- b. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- [2] 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「（2）投資対象②有価証券および指図範囲等〔2〕a. からd.」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「（2）投資対象②有価証券および指図範囲等〔2〕a. からd.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- [1] 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- [2] スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

〔3〕スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

〔4〕スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

〔5〕委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑨同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑩外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

⑪投資する株式等の範囲

〔1〕委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔2〕前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑫信用取引の指図範囲

〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができますものとしてします。

〔2〕前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- b. 株式分割により取得する株券
- c. 有償増資により取得する株券
- d. 売出しにより取得する株券

e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑬有価証券の貸付けの指図および範囲

- [1] 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- [2] 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- [3] 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭公社債の借入れ

- [1] 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。
- [2] 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- [3] 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- [4] 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑮資金の借入れ

- [1] 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- [2] 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- a. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - b. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - c. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- [3] 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- [4] 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- [5] 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑯同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

⑰信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式や公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

① 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式に投資し、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

② 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じても当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

③ 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

④ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給がないために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

⑤ 投資信託に関する一般的なリスク

- [1] 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- [2] 信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- [3] 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- [4] 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

⑥ 運用体制の変更ならびに運用責任者の交代に関するリスク

ファンドの運用体制は、今後、変更される場合もあります。

また、ファンドは長期にわたり運用を行うために、信託期間の途中において運用責任者が交代される場合があります。

この場合においてもファンドの運用方針が変更されることはありませんが、運用責任者の交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

なお、運用責任者の交代があった場合には、運用を中止し、償還する可能性があります。

《その他の留意点》

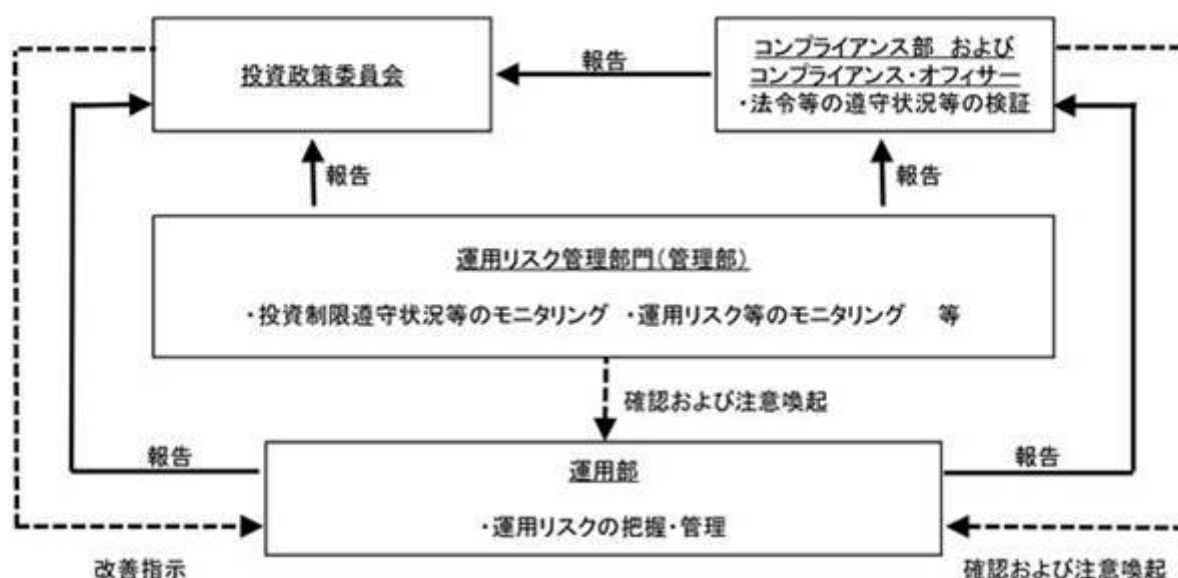
- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行う場合があります。従って、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《リスク管理体制》

運用上のリスク管理



委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、管理部、コンプライアンス部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

- 〔1〕 委託会社の管理部にて、運用リスク管理を行い、定期的に運用リスク状況を投資政策委員会に報告します。
- 〔2〕 委託会社の管理部は、運用リスク等のモニタリングを行い、その結果をコンプライアンス部、コンプライアンス・オフィサーおよび運用担当者に報告します。管理部は、状況に応じて運用部に内容の確認を行います。確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合は、運用部に対し注意喚起を行い、委託会社の投資政策委員会において報告を行います。
- 〔3〕 〔2〕による投資政策委員会への報告が行われた場合、投資政策委員会は、速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。

※上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

ご参考情報

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

(2013年9月～2018年8月)



*分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していません。

*グラフ右上の期間の5年間の基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載していません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

(2013年9月～2018年8月)



*2013年9月～2018年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンドの騰落率につきましては、設定後1年を経過していないため掲載していません。

出所：Bloombergのデータを基にTORANOTEC投信投資顧問作成

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み） 東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス（円ベース） ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
新興国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス（円ベース） ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI 国債は野村證券株式会社の知的財産であり、ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース） FTSE世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス（円ベース） FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

手数料について、詳しくは販売会社または委託照会先までお問合わせ下さい。

料率上限	役務の内容
3.24%（税抜3.00%）以内	投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社にお支払いいただきます。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」※1または「償還前乗換え」※2により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます場合があります。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認下さい。

※1「償還乗換え」とは、取得申込日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

※2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

(2) 【換金（解約）手数料】

①解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

②信託財産留保額

ご解約時の信託財産留保額ははありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の86.4（0.864%）（税抜0.8%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の3ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託会社、販売会社ならびに受託会社との間の配分は以下のとおりとします。

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.4158%（税抜0.385%）	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.4158%（税抜0.385%）	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供
受託会社	0.0324%（税抜0.03%）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 先物取引やオプション取引等に要する費用
- ③ 借入有価証券に係る品貸料
- ④ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ⑤ 投資信託財産に関する租税
- ⑥ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑦ 信託事務の処理に要する諸費用
 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用
 5. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 7. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 8. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は純資産総額に対して委託会社は、上記⑦の信託事務の処理に要する諸費用の支払をファンドのためにを行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年 0.108%（税抜 0.10%）を上限とする率（ただし、変更される場合があります。）を毎日乗じて得た額を上記の諸費用等の支払の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、投資信託財産より受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑦の信託事務の処理に要する諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。係る諸費用は毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

※当該「その他の手数料等」の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

受益者の負担となる費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

◆税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

①個人、法人別の課税について

◆個人の投資家に対する課税

[収益分配金に関する課税]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

[解約（換金）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行われます。

《譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について》

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能となります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税率（所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

②換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得額（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問合わせください。

③個別元本について

- 〔1〕 追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- 〔2〕 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「④収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

④収益分配金の課税について

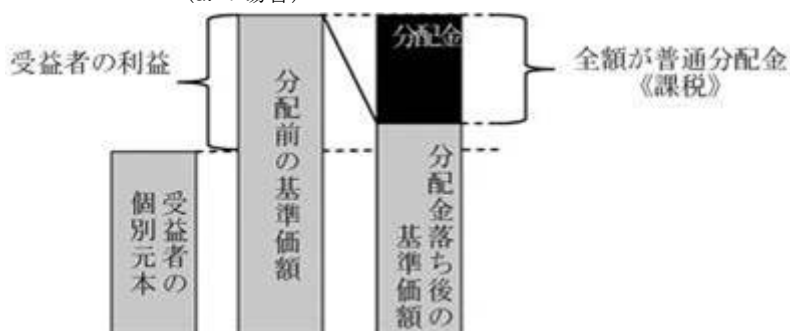
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>

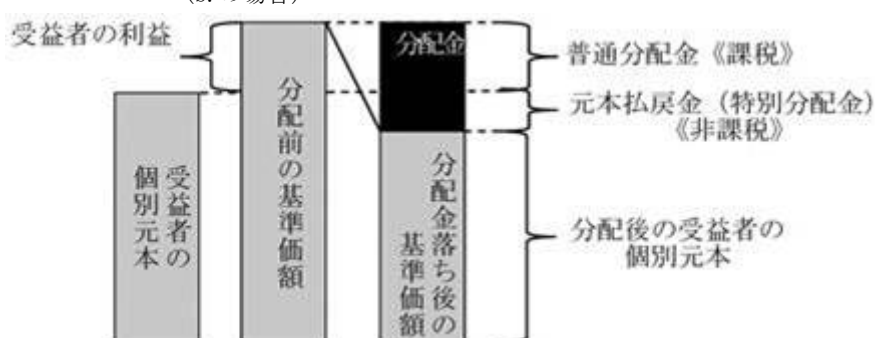
(a. の場合)

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



(b. の場合)

- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。



※ 2018年8月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記（5）課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。

※（5）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

以下は2018年8月31日現在の運用状況です。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	247,197,200	85.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	43,324,806	14.91
合計(純資産総額)		290,522,006	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	クイック	サービス業	5,400	1,758.00	9,493,200	2,012.00	10,864,800	3.74
2	日本	株式	岩谷産業	卸売業	2,500	3,795.00	9,487,500	3,900.00	9,750,000	3.36
3	日本	株式	前田工織	その他製品	4,600	2,007.00	9,232,200	1,994.00	9,172,400	3.16
4	日本	株式	フューチャー	情報・通信業	5,000	1,401.00	7,005,000	1,786.00	8,930,000	3.07
5	日本	株式	萩原工業	その他製品	4,600	1,934.00	8,896,400	1,868.00	8,592,800	2.96
6	日本	株式	ラクス	情報・通信業	3,600	1,801.00	6,483,600	2,103.00	7,570,800	2.61
7	日本	株式	ペルーナ	小売業	6,000	1,357.00	8,142,000	1,224.00	7,344,000	2.53
8	日本	株式	大阪ソーダ	化学	2,300	3,205.00	7,371,500	3,160.00	7,268,000	2.50
9	日本	株式	西松建設	建設業	2,700	3,145.00	8,491,500	2,661.00	7,184,700	2.47
10	日本	株式	月島機械	機械	4,700	1,532.40	7,202,291	1,507.00	7,082,900	2.44
11	日本	株式	日本ユニシス	情報・通信業	2,500	2,598.64	6,496,600	2,715.00	6,787,500	2.34
12	日本	株式	トーカロ	金属製品	5,000	1,159.97	5,799,893	1,285.00	6,425,000	2.21
13	日本	株式	ベクトル	サービス業	2,500	2,352.00	5,880,000	2,539.00	6,347,500	2.18
14	日本	株式	ミロク情報サービス	情報・通信業	2,500	2,732.22	6,830,574	2,535.00	6,337,500	2.18
15	日本	株式	アマノ	機械	2,700	2,592.00	6,998,400	2,323.00	6,272,100	2.16
16	日本	株式	朝日ラバー	ゴム製品	5,500	1,074.83	5,911,596	1,095.00	6,022,500	2.07
17	日本	株式	三協フロンテア	サービス業	1,600	3,305.00	5,288,000	3,680.00	5,888,000	2.03
18	日本	株式	川崎近海汽船	海運業	1,600	3,800.00	6,080,000	3,635.00	5,816,000	2.00
19	日本	株式	シグマ光機	精密機器	2,800	2,049.33	5,738,151	2,019.00	5,653,200	1.95
20	日本	株式	前田建設工業	建設業	4,200	1,257.00	5,279,400	1,327.00	5,573,400	1.92
21	日本	株式	日本ヒューム	ガラス・土石製品	6,000	884.00	5,304,000	910.00	5,460,000	1.88
22	日本	株式	日本コンセプト	倉庫・運輸関連業	4,000	1,436.00	5,744,000	1,300.00	5,200,000	1.79
23	日本	株式	立川ブラインド工業	金属製品	4,500	1,340.00	6,030,000	1,137.00	5,116,500	1.76
24	日本	株式	ニチコン	電気機器	4,000	1,347.00	5,388,000	1,272.00	5,088,000	1.75
25	日本	株式	鳥羽洋行	卸売業	1,700	3,121.89	5,307,225	2,991.00	5,084,700	1.75
26	日本	株式	信和	金属製品	4,500	1,146.00	5,157,000	1,118.00	5,031,000	1.73
27	日本	株式	中本ボックス	その他製品	2,700	1,939.00	5,235,300	1,851.00	4,997,700	1.72
28	日本	株式	小松精練	繊維製品	5,500	929.86	5,114,256	879.00	4,834,500	1.66
29	日本	株式	サンフロンティア不動産	不動産業	3,500	1,294.14	4,529,497	1,371.00	4,798,500	1.65
30	日本	株式	MTG	その他製品	700	6,426.27	4,498,395	6,640.00	4,648,000	1.60

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	4.39
		繊維製品	3.05
		パルプ・紙	0.81
		化学	2.50
		ゴム製品	2.07
		ガラス・土石製品	1.88
		鉄鋼	1.50
		金属製品	5.70
		機械	5.99
		電気機器	4.62
		精密機器	3.52
		その他製品	10.82
		海運業	2.00
		倉庫・運輸関連業	1.79
		情報・通信業	12.63
		卸売業	5.11
		小売業	5.84
		不動産業	2.90
		サービス業	7.95
		合計	

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2018年 7月20日)	275, 159, 749	275, 159, 749	1. 2458	1. 2458
2017年 9月末日	20, 005, 743	—	1. 0003	—
10月末日	20, 667, 464	—	1. 0334	—
11月末日	31, 742, 103	—	1. 1333	—
12月末日	99, 247, 693	—	1. 2032	—
2018年 1月末日	153, 062, 096	—	1. 2389	—
2月末日	118, 783, 467	—	1. 2170	—
3月末日	99, 603, 655	—	1. 2004	—
4月末日	266, 383, 249	—	1. 2685	—
5月末日	473, 113, 908	—	1. 2631	—
6月末日	300, 656, 043	—	1. 2444	—
7月末日	281, 913, 941	—	1. 2582	—
8月末日	290, 522, 006	—	1. 2489	—

② 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2017年 9月29日～2018年 7月20日	0. 0000

③ 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2017年 9月29日～2018年 7月20日	24. 6

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2017年 9月29日～2018年 7月20日	762, 742, 734	541, 874, 365	220, 868, 369

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)

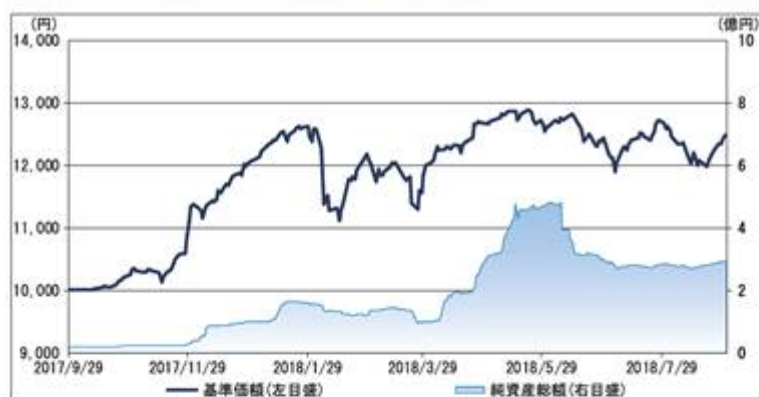
運用実績 (2018年8月31日現在)

運用実績

運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用実績は、表紙に記載のTORANOTEC投信投資顧問のホームページでご確認いただけます。

基準価額・純資産の推移 (2017年9月29日～2018年8月31日)



※基準価額はファンド1万口当たりの金額です。

※基準価額は、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算日	分配金
第1期 2018年7月20日	0円
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

主要な資産の状況 (2018年8月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	247,197,200	85.09
現金・預金・その他資産(負債控除後)	43,324,806	14.91
合計(純資産総額)	290,522,006	100.00

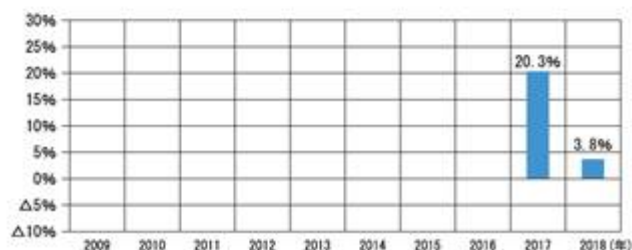
組入上位10銘柄		
順位	銘柄	投資比率(%)
1	クイック	3.74
2	岩谷産業	3.36
3	前田工繊	3.16
4	フューチャー	3.07
5	萩原工業	2.96
6	ラクス	2.61
7	ペルーナ	2.53
8	大阪ソーダ	2.50
9	西松建設	2.47
10	月島機械	2.44

※投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

組入上位10業種		
順位	業種	投資比率(%)
1	情報・通信業	12.63
2	その他製品	10.82
3	サービス業	7.95
4	機械	5.99
5	小売業	5.84
6	金属製品	5.70
7	卸売業	5.11
8	電気機器	4.62
9	建設業	4.39
10	精密機器	3.52

※投資比率は、純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

年間収益率の推移



※2017年は設定日9月29日から12月末日までの収益率を表示しています。

※2018年は年初から8月末日までの収益率を表示しております。

※当ファンドにベンチマーク（運用する際の基準となる指標）はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行われます。取得申込みの受付については、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、取得申込みができません（申込不可日については、委託会社照会先または販売会社にてご確認ください。）。

当ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社照会先までお問い合わせください。

《委託会社照会先》

TORANOTEC投信投資顧問株式会社

■TORANOTEC投信お問合わせ窓口

電話番号 03-6432-0782

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

■ホームページ

<http://www.toranotecasset.com/>

※申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

販売の単位は、販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）をもって、取得の申込みに応じることができます。なお、販売会社によっては、「積立投資契約」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社または委託会社の指定する販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

＜申込手数料＞

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1) 申込手数料をご覧ください。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■収益分配金を再投資する場合には申込手数料は課されないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約） 手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、1口を最低単位として販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません（申込不可日については、申込（販売）手続き同様、委託会社照会先または販売会社にてご確認ください。）。

また、当ファンドの信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社は、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 委託会社は、(1)の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

(3) 一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(4) 受益者が(1)の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(5) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

(6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(7) 上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記(3)の規定に準じて計算された価額とします。

※一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問い合わせください。

※換金の費用や税金については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」もご参照ください。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および約款第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会の規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問い合わせください。

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のもとなります。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、原則として受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

投資信託契約締結日から無期限です（平成29年9月29日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年7月21日から翌年7月20日までとすることを原則とします。

なお、上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「（5）その他 ①当ファンドの繰上償還条項」等による信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①当ファンドの繰上償還条項

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②信託期間の終了

[1] 委託会社は、上記「①当ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

[2] 上記[1]の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

[3] 上記[1]の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- [4] 上記〔1〕から〔3〕までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記〔1〕から〔3〕までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- [5] 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- [6] 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「③投資信託約款の変更等」の〔4〕の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

③投資信託約款の変更等

- [1] 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「③投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- [2] 委託会社は、上記〔1〕の事項（上記〔1〕の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- [3] 上記〔2〕の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- [4] 上記〔2〕の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- [5] 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- [6] 上記〔2〕から〔5〕までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- [7] 上記〔1〕から〔6〕までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

④運用報告書

当ファンドについて、委託会社は、当ファンドの決算後および償還後に、交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

⑤委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- [1] 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- [2] 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑥受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

〔1〕 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「③投資信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

〔2〕 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑧公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.toranotecasset.com/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

⑩関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間において締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金請求権

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 上記の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、委託者を除く販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。委託者は、委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の取得申込金として受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該再投資に係る売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 受益者が、収益分配金については、上記①に記載する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 一部解約請求権

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払います。

(3) 償還金請求権

- ① 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ② 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定に基づき、平成29年9月29日から平成30年7月20日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成29年9月29日から平成30年7月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月5日

TORANOTEC投信投資顧問株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているTORANOTEC アクティブジャパンの平成29年9月29日から平成30年7月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TORANOTEC アクティブジャパンの平成30年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

TORANOTEC投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【TORANOTECアクティブジャパン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 平成30年 7月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託		614,389
コール・ローン		28,840,094
株式		247,245,600
未収入金		6,702,281
未収配当金		262,800
流動資産合計		283,665,164
資産合計		283,665,164
負債の部		
流動負債		
未払金		502,000
未払解約金		7,078,604
未払受託者報酬		30,787
未払委託者報酬		791,236
未払利息		71
その他未払費用		102,717
流動負債合計		8,505,415
負債合計		8,505,415
純資産の部		
元本等		
元本		220,868,369
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）		54,291,380
元本等合計		275,159,749
純資産合計		275,159,749
負債純資産合計		283,665,164

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 平成29年 9月29日 至 平成30年 7月20日
営業収益	
受取配当金	1,304,260
受取利息	25
有価証券売買等損益	5,462,335
その他収益	20
営業収益合計	6,766,640
営業費用	
支払利息	31,846
受託者報酬	44,226
委託者報酬	1,137,707
その他費用	147,651
営業費用合計	1,361,430
営業利益又は営業損失（△）	5,405,210
経常利益又は経常損失（△）	5,405,210
当期純利益又は当期純損失（△）	5,405,210
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,435,902
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	181,481,363
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	181,481,363
剰余金減少額又は欠損金増加額	125,159,291
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	125,159,291
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	54,291,380

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第1期 平成30年 7月20日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況	
	期首元本額	20,000,000円
	期中追加設定元本額	742,742,734円
	期中一部解約元本額	541,874,365円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	220,868,369口
3.	1口当たり純資産額	1.2458円
	(10,000口当たり純資産額)	(12,458円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成29年 9月29日 至 平成30年 7月20日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	54,291,380円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額	54,291,380円
F 当ファンドの期末残存口数	220,868,369口
G 10,000口当たり収益分配対象額	2,458円
H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成29年 9月29日 至 平成30年 7月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、株式であり、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部門、管理部門、コンプライアンス部門ならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行っております。 市場リスク 資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスク 組み入れ銘柄の各付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定する事などにより分析しております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 平成30年 7月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第1期（自 平成29年 9月29日 至 平成30年 7月20日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△7,265,729
合計	△7,265,729

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
西松建設	2,700	3,145.00	8,491,500	
前田建設工業	4,200	1,257.00	5,279,400	
セーレン	3,500	1,801.00	6,303,500	
三陽商会	2,700	2,139.00	5,775,300	
朝日印刷	4,000	1,285.00	5,140,000	
大阪ソーダ	2,300	3,205.00	7,371,500	
デクセリアルズ	4,500	1,102.00	4,959,000	
朝日ラバー	4,500	1,079.00	4,855,500	
日本ヒューム	6,000	884.00	5,304,000	
日本精線	1,100	4,110.00	4,521,000	
トーカロ	4,900	1,158.00	5,674,200	
信和	4,500	1,146.00	5,157,000	
立川ブラインド工業	4,500	1,340.00	6,030,000	
テクノスマート	4,000	1,125.00	4,500,000	
月島機械	4,000	1,538.00	6,152,000	
澁谷工業	1,800	3,515.00	6,327,000	
アマノ	2,700	2,592.00	6,998,400	
日東工業	2,700	2,116.00	5,713,200	
ケル	4,000	1,167.00	4,668,000	
ニチコン	4,000	1,347.00	5,388,000	
シグマ光機	2,700	2,051.00	5,537,700	
メニコン	1,800	2,933.00	5,279,400	
中本パックス	2,700	1,939.00	5,235,300	
前田工織	4,600	2,007.00	9,232,200	
萩原工業	4,600	1,934.00	8,896,400	
川崎近海汽船	1,600	3,800.00	6,080,000	
日本コンセプト	4,000	1,436.00	5,744,000	
オークファン	6,000	697.00	4,182,000	
ラクス	3,600	1,801.00	6,483,600	
アクリート	100	770.00	77,000	
フューチャー	5,000	1,401.00	7,005,000	
日本ユニシス	2,300	2,594.00	5,966,200	
ミロク情報サービス	2,300	2,754.00	6,334,200	
鳥羽洋行	1,600	3,130.00	5,008,000	
岩谷産業	2,500	3,795.00	9,487,500	
ゼビオホールディングス	3,200	1,647.00	5,270,400	
ペルーナ	6,000	1,357.00	8,142,000	
ジェイ・エス・ビー	600	5,850.00	3,510,000	
サンフロンティア不動産	3,000	1,290.00	3,870,000	
クイック	5,400	1,758.00	9,493,200	
ベクトル	2,500	2,352.00	5,880,000	
マネジメントソリューションズ	100	2,100.00	210,000	
プロレド・パートナーズ	100	4,250.00	425,000	
三協フロンテア	1,600	3,305.00	5,288,000	
合 計	140,500		247,245,600	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2018年8月31日現在

I 資産総額	309, 076, 117円
II 負債総額	18, 554, 111円
III 純資産総額 (I - II)	290, 522, 006円
IV 発行済口数	232, 620, 621口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1. 2489円
(1万口当たり純資産額)	(12, 489円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成30年8月末日現在）

現在の資本金の額	5億9,430万円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	23,372株

最近5年間における主な資本金の額の増減は以下の通りです。

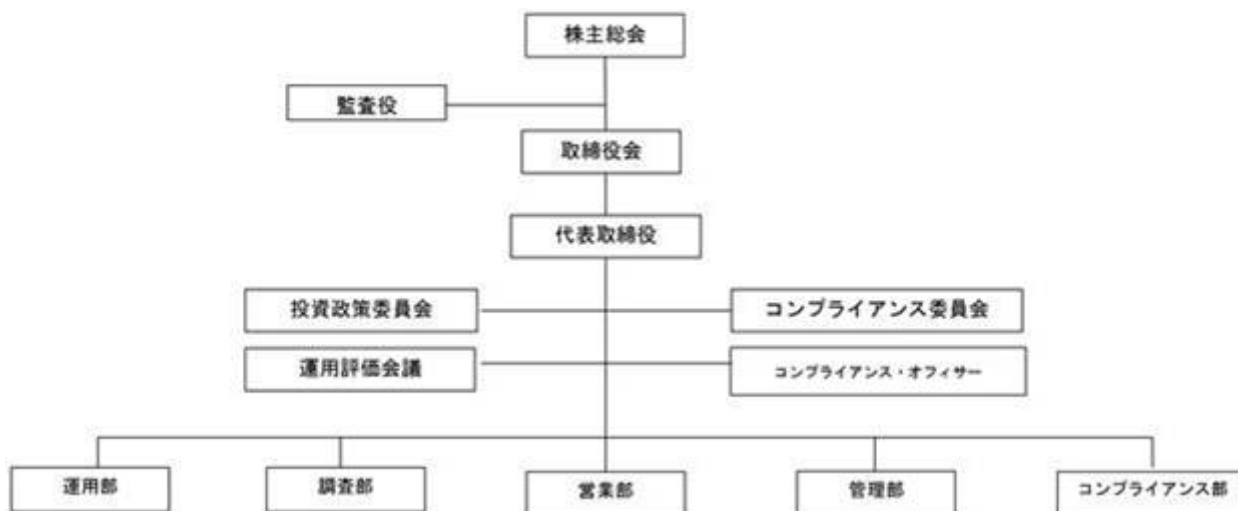
平成26年 9月30日	資本金	542百万円に増資
平成26年11月21日	資本金	552百万円に増資
平成27年 3月31日	資本金	557百万円に増資
平成27年 6月25日	資本金	562百万円に増資
平成27年 9月30日	資本金	567百万円に増資
平成27年12月25日	資本金	574.5百万円に増資
平成28年 7月21日	資本金	582百万円に増資
平成28年10月28日	資本金	594.3百万円に増資

(2) 委託会社の機構（本書提出日現在）

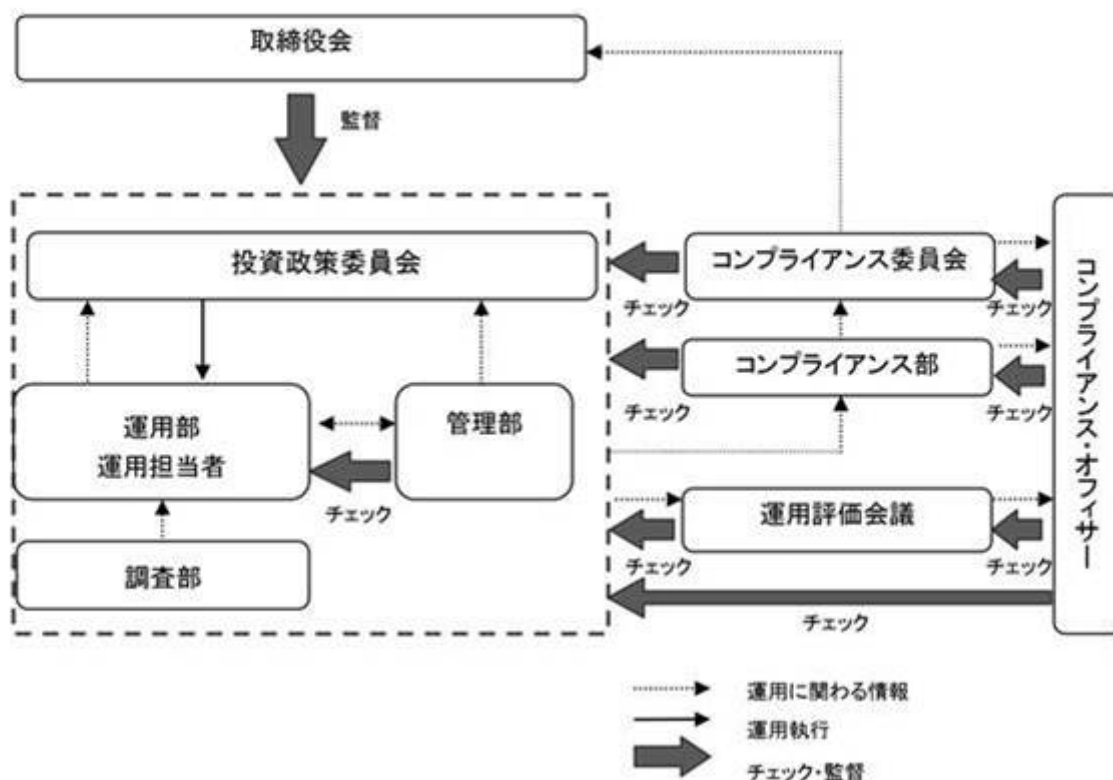
①会社の意思決定機構

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

（組織図）



②投資運用の意思決定機構



(取締役会)

- 運用担当取締役および「コンプライアンス委員会」「運用評価会議」からの運用に関する報告を受け、また必要に応じ各部より報告を徴収して運用全体を管理監督いたします。

(投資政策委員会)

- 代表取締役社長に加え、運用部門担当取締役、調査部門担当取締役、管理部門担当取締役、運用部長、コンプライアンス・オフィサーにより構成されます。
- 運用担当者が作成した運用計画、決算・配当政策、運用実績を審議し、決定したうえで、コンプライアンス委員会へ付議します。

(コンプライアンス委員会、コンプライアンス・オフィサー)

- 投資政策委員会において決定された運用計画等を審議し、法令諸規則等の適合性を確認し、承認します。
- 適合性が確認できない場合、運用担当者（計画立案者）に変更指図を行います。
- コンプライアンス・オフィサーは投資政策委員会に必ず出席し、審議経過について必要と認める場合、その議案の審議を中止させることができます。

(運用部)

- 投資政策委員会およびコンプライアンス委員会において審議し決定された運用計画の実行およびモニタリングをします。
- 運用報告書を作成します。

(運用評価会議)

- 代表取締役社長に加え、全取締役、運用部長、コンプライアンス・オフィサーにより構成されます。
- 各ファンドの運用実績（パフォーマンス）に関して、パフォーマンスの要因分析等を通じて、何らかの問題点や改善すべき点がないかどうか、検証します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は2018年8月末日現在、次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額 [百万円]
追加型株式投資信託	4	530
単位型株式投資信託	1	2,000
合計	5	2,530

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社(以下、「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、前事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日)及び当事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、かがやき監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年 6月14日

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 曾我 隆二 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 葛西 晋哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているTORANOTEC 投信投資顧問株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成29年 3 月31日)		当事業年度 (平成30年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金			11,969		13,074
直販顧客分別金信託			—		2,413
未収委託者報酬			—		16
未収収益			—		1,800
前払費用			10,378		12,887
立替金	※1		18,577		2,735
未収消費税等			3,723		15,463
その他			86		1,646
貸倒引当金			—		△2,244
流動資産計			44,735		47,793
固定資産					
有形固定資産					
建物		11,046		11,046	
減価償却累計額		△62	10,983	△814	10,232
器具備品		11,389		6,777	
減価償却累計額		△10,473	916	△6,179	598
リース資産		3,724		3,724	
減価償却累計額		—	3,724	△744	2,979
その他			273		—
有形固定資産計			15,897		13,810
無形固定資産					
電話加入権			288		288
ソフトウェア			5,703		33,935
無形固定資産計			5,991		34,223
投資その他の資産					
敷金			25,584		25,584
差入保証金			627		1,250
投資その他の資産計			26,212		26,834
固定資産計			48,101		74,868
資産合計			92,837		122,661

		前事業年度 (平成29年 3 月31日)		当事業年度 (平成30年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			968		2,753
未払金					
未払手数料			—		3
その他未払金	※1		13,567		34,996
未払費用			705		1,673
未払法人税等			2,520		2,534
賞与引当金			2,784		4,369
流動負債計			20,547		46,330
固定負債					
リース債務			4,021		3,217
繰延税金負債			1,271		1,185
退職給付引当金			—		1,460
資産除去債務			4,175		4,175
固定負債計			9,468		10,038
負債合計			30,016		56,368
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			594,300		594,300
資本剰余金					
資本準備金		354,300		354,300	
その他資本剰余金		1,465		1,465	
資本剰余金計			355,765		355,765
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△887,244		△883,773	
利益剰余金計			△887,244		△883,773
株主資本合計			62,821		66,292
純資産合計			62,821		66,292
負債純資産合計			92,837		122,661

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬		20,309		422	
投資顧問料		40,206		—	
その他営業収益		3,240		7,290	
営業収益計			63,756		7,713
営業費用	※ 1				
支払手数料		7,768		12,226	
広告宣伝費		833		50,997	
受益証券発行費		1,212		501	
調査費					
調査費		455		11,044	
委託調査費		1,657		1,722	
委託計算費		37,053		35,862	
営業雑経費					
通信費		1,800		11,364	
協会費		937		709	
諸会費		794		687	
貸倒引当金繰入額		—		2,244	
その他営業雑経費		8,800		2,198	
減価償却費		846		8,672	
営業費用計			62,159		138,230
一般管理費					
給料					
役員報酬		15,500		18,000	
給料・手当		36,191		77,890	
賞与		2,256		4,440	
賞与引当金繰入額		2,472		4,022	
交際費		373		1,028	
旅費交通費		357		988	
租税公課		3,625		4,792	
不動産賃借料		9,837		13,039	
諸経費		23,033		53,538	
一般管理費計			93,647		177,741
営業利益又は損失 (△)			△92,050		△308,259

		前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取利息		0		0	
投資有価証券売却益		—		3,315	
雑益		0		26	
営業外収益計			1		3,341
営業外費用					
支払利息		—		146	
株式交付費		138		—	
雑損失		643		—	
営業外費用計			782		146
経常利益又は損失 (△)			△92,832		△305,064
特別利益					
受贈益	※1	55,000		314,000	
特別利益計			55,000		314,000
特別損失					
固定資産除却損		30		160	
減損損失		428		—	
情報機器解約損		—		5,100	
特別損失計			458		5,260
税引前当期純利益又は純損失 (△)			△38,290		3,674
法人税、住民税及び事業税			265		290
法人税等調整額			1,271		△86
当期純利益又は純損失 (△)			△39,828		3,470

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	574,500	594,300
当期変動額		
新株の発行	19,800	—
当期変動額合計	19,800	—
当期末残高	594,300	594,300
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	334,500	354,300
当期変動額		
新株の発行	19,800	—
当期変動額合計	19,800	—
当期末残高	354,300	354,300
其他資本剰余金		
当期首残高	1,465	1,465
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,465	1,465
資本剰余金合計		
当期首残高	335,965	355,765
当期変動額		
新株の発行	19,800	—
当期変動額合計	19,800	—
当期末残高	355,765	355,765
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△847,415	△887,244
当期変動額		
当期純利益又は純損失 (△)	△39,828	3,470
当期変動額合計	△39,828	3,470
当期末残高	△887,244	△883,773
株主資本合計		
当期首残高	63,049	62,821
当期変動額		
新株の発行	39,600	—
当期純利益又は純損失 (△)	△39,828	3,470
当期変動額合計	△228	3,470
当期末残高	62,821	66,292
純資産合計		
当期首残高	63,049	62,821
当期変動額		
新株の発行	39,600	—
当期純利益又は純損失 (△)	△39,828	3,470
当期変動額合計	△228	3,470
当期末残高	62,821	66,292

(重要な会計方針)

項目	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	イ 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 8～15年 器具備品 3～15年 ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な償却年数は次のとおりです。 ソフトウェア 5年 ハ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。 ハ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

「減価償却費」の表示方法は、前事業年度において、損益計算書上、「一般管理費」に含めて表示しておりましたが、営業費用としての重要性が増したため、当事業年度より「営業費用」に含めて表示しております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

該当事項はありません。

(修正再表示に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
※1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	※1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
立替金 17,991	立替金 491
その他未払金 2,025	その他未払金 19,418

(損益計算書関係)

(単位：千円)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
関係会社からの投資一任報酬 38,968	関係会社へのシステム利用料 6,939
関係会社への販売代行手数料 2,044	関係会社からの受贈益 314,000
関係会社からのコンサルティング料 3,240	
関係会社への地代家賃 8,204	
関係会社への経営指導料 1,093	
関係会社からの受贈益 55,000	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	22,580	792	—	23,372

(変動事由の概要)

株主割当増資による新株の発行による増加 792株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	23,372	—	—	23,372

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 データセンター内に設置したサーバーおよびネットワーク機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

3. 転リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（平成29年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,969	11,969	—
(2) 立替金	18,577	18,577	—
資産計	30,547	30,547	—
(1) 預り金	968	968	—
(2) その他未払金	13,567	13,567	—
(3) 未払費用	705	705	—
(4) リース債務	4,021	4,023	1
負債計	19,264	19,265	1

※立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払手数料 (2) その他未払金 (3) 未払費用 (4) 預り金 (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成30年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,074	13,074	—
(2) 直販顧客分別金信託	2,413	2,413	—
(3) 未収収益	1,800	1,800	—
(4) 立替金	2,735	2,735	—
貸倒引当金	△2,244	△2,244	—
資産計	17,779	17,779	—
(1) 預り金	2,753	2,753	—
(2) その他未払金	34,996	34,996	—
(3) 未払費用	1,673	1,673	—
(4) リース債務	3,217	3,232	15
負債計	42,640	42,655	15

（注1）金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 預り金 (2) その他未払金 (3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	11,969	—	—	—
合計	11,969	—	—	—

※立替金については、回収予定額が見込めないため記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,074	—	—	—
未収収益	1,800			
合計	14,874	—	—	—

※立替金については、回収予定額が見込めないため記載しておりません。

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
リース債務	804	3,217	—	—
合計	804	3,217	—	—

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
リース債務	773	2,444	—	—
合計	773	2,444	—	—

（有価証券関係）

事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	23,075	3,315	—
合計	23,075	3,315	—

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度（退職一時金制度）を採用しております。退職一時金制度（内部積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、自己都合退職要支給額を基に計算した簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付引当金の期首残高と期末残高

(単位：千円)

前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	
退職給付引当金の期首残高	—	退職給付引当金の期首残高	—
退職給付の支払額	—	退職給付の支払額	—
制度への拠出額	—	制度への拠出額	1,460
退職給付引当金の期末残高	—	退職給付引当金の期末残高	1,460

3. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 一千円 当事業年度 1,460千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 繰越欠損金 199,891 未払事業税 695 賞与引当金 859 資産除去債務 1,278 その他 68 繰延税金資産 小計 202,794 評価性引当額 △202,794 繰延税金資産 合計 — (繰延税金負債) 資産除去債務に対応する 除去費用 1,271 繰延税金負債合計 1,271 繰延税金負債の純額 1,271	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 繰越欠損金 246,027 未払事業税 687 賞与引当金 1,337 資産除去債務 1,278 その他 1,168 繰延税金資産 小計 250,499 評価性引当額 △250,499 繰延税金資産 合計 — (繰延税金負債) 資産除去債務に対応する 除去費用 1,185 繰延税金負債合計 1,185 繰延税金負債の純額 1,185
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 30.9% 交際費 永久差異 8.6% 子会社支援金 永久差異 △2,637.0% 住民税均等割額 7.9% 評価性引当額の増減 1,298.2% 繰越欠損金の期限切れ 1,286.4% その他 10.5% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 5.5%
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

ビル指定業者に依頼した原状回復工事に係る見積りに基づいて計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	増加	減少	期末残高
4,175	—	—	4,175

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<関連情報>

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	証券投資 一任報酬	商品投資 一任報酬	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	38,968	1,238	20,309	3,240	63,756

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	62,518	1,238	63,756

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社
営業収益	42,209

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	証券投資 一任報酬	商品投資 一任報酬	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	—	—	422	7,290	7,713

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

	日本	香港	合計
営業収益	2,553	5,160	7,713

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	Global Student Accommodation Limited Company
営業収益	5,160

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報＞

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

＜自 平成28年4月1日 至 平成28年10月31日＞

種類	の会社 名称等	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ばん ぐせい すい 株ホー 式会社 デ イ	東京 都中 央区	1,558,250	持株 会社	被所有 100%	資金の 援助 経営指導	増資の引受 (注2)	39,600	—	—
							経営指導料	1,093	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注)1： 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注)2： 当社が行った第三者割当増資を1株につき50,000円で引き受けております。

＜自 平成28年11月1日 至 平成29年3月31日＞

種類	の会社 名称等	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	T O R A N O T E C 株 式 会 社	東京 都港 区	26,000	フィン テ ック	被所有 100%	資金の 援助 経営指導	資金の援助 (注2)	55,000	立替金	17,991
									未払金	2,025

取引条件および取引条件の決定方針等

(注)1： 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注)2： 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

＜自 平成28年4月 1 日 至 平成28年10月31日＞

種類	の会社 名称等	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	なし	投資一任契約 当社投信商品の販売	投資顧問報酬の受取 (注2)	38,968		
							販売代行手数料の支払 (注3)	2,044		
							コンサルティング料の受取 (注2)	3,240	未収収益	—
							地代家賃の支払 (注4)	8,204	未払金	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注)1: 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注)2: 投資顧問料およびコンサルティング料については、それぞれ両社協議の上、決定しております。

(注)3: 販売代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(注)4: 地代家賃については、実際の使用面積を基に算出しています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

TORANOTEC株式会社 (未上場)

※平成28年11月1日付けで、TORANOTEC株式会社は、ばんせいホールディングス株式会社より当社の株式を100%取得しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成29年4月 1 日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 (会社等の場合に限る。) 等

種類	の会社 名称等	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	TORANOTEC株式会社	東京都港区	369,439	フィンテック	被所有 100%	資金の援助 基幹システムの提供	資金の援助 (注2)	314,000	立替金	491
							システム利用料の支払 (注3)	6,939	未払金	19,418

取引条件および取引条件の決定方針等

(注)1: 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注)2: 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。

(注)3: システム利用料については、両社協議により算定し、決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

TORANOTEC株式会社 (未上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,687円90銭	1株当たり純資産額	2,836円41銭
1株当たり当期純損失金額	1,731円85銭	1株当たり当期純利益金額	148円51銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益(又は純損失(△))金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益又は純損失(△)(千円)	△39,828	3,470
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は純損失(△)(千円)	△39,828	3,470
普通株式の期中平均株式数(株)	22,998	23,372

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

①定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

TORANOTEC アクティブジャパン
約款

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

「TORANOTEC アクティブジャパン」約款

運用の基本方針

約款第 18 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の中小型株式を投資対象とし、「成長」「割安」「変化」に着目した銘柄選択によって信託財産の長期的な成長を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）のうち中小型株式に投資します。

(2) 投資態度

- ① 銘柄選定にあたっては、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業について、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資を行いません。
- ② 組入銘柄については、中長期的観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等から総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整（投資比率の引き下げや引き上げなど）を行いません。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。
- ③ 数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます。事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるか、などあらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する銘柄の出現をじっくり待つという姿勢をとります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。
- ④ 信託財産の純資産総額に占める株式組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、信託設定当初や償還に備えた株式売却時ならびに収益分配金の支払いに備えるとき、および組入銘柄の投資比率調整等により、株式組入比率が低くなる場合があります。
- ⑤ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定又は解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行ないません。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行いません。

- (1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行いません。

追加型証券投資信託 「TORANOTEC アクティブジャパン」約款

【信託の種類、委託者および受託者、信託業務の委託】

- 第1条** この信託は、証券投資信託であり、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- ③ 第1項の受託者は、信託法第28条第1項に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第46条第6項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項、第52条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益証券を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 委託者は、第7条第1項の規定のより分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が独自に定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、委託者の指定する販売会社と積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ③ 第1項および前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載

または記録が行なわれます。なお、委託者（第44条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、委託者または委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付した取得申込の受付を取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

- 第13条** 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

- 第14条** 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

- 第15条** この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

- 第16条** 委託者は、信託金を、次の本邦通貨表示のものに限る有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券又は新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場の急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引】

- 第17条** 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第15条および第16条第1項ならびに第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第26条、第27条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行うほかの投資信託財産との間で、第15条および第16条第1項ならびに第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第26条、第27条、第32条から第34条に掲げる取引その他のこれらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびにと当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

- 第18条** 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

【投資する株式等の範囲】

- 第19条** 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

- 第20条** 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

- 第21条** 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図・目的・範囲】

- 第22条** 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

- 第23条** 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

- 第24条** デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

- 第25条** 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付けの指図および範囲】

- 第26条** 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の借入れ】

- 第27条** 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

- 第28条** 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とするこ

とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとし、

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとし、
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとし、
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第33条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとし、

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年7月21日から翌年7月20日までとします。ただし、第1計算期間は信託契

約締結日から平成 30 年 7 月 20 日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第 3 8 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第 3 9 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（組入価値証券の売買委託手数料その他費用、受益権の管理事務に関する費用（委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、券面の作成、交付に係る費用を含みます。）、法定提出書類の作成等に要する費用（価値証券届出書、価値証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、信託財産に係る監査費用、弁護士費用等およびそれらに係る消費税等に相当する金額を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」と総称します。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のためにを行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の金額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

- ③ 前項において、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、合理的に計算された範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る諸費用の金額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の総額】

第 4 0 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 80 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第 4 1 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付価値証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 4 2 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金（第 46 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 46 条 1 項の受益者の請求を受付た日から起算して、原則として、5 営業日から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行なうものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託

時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)に応じて計算されるものとします。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第43条 受託者は、収益分配金および償還金については前条第1項および第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【委託者自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第44条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委託することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金については、第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第46条 受益者(委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口を最小単位として委託者または委託者の指定する販売会社が定める単位(積立投資契約に係る受益権または委託者または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付た場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付た一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑤ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付たものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑥ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解除し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑦ 委託者は、前項の規定によりこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定に従います。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第48条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が帰属するときの当該受益に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使用することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第51条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託および投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託約款に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が帰属するときの当該受益に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使用することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係るまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

【公告】

第56条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.toranotecasset.com>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 この約款において「積立投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する販売会社が締結する「積立投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成29年9月29日

委託者 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
TORANOTEC 投信投資顧問株式会社
代表取締役社長 小山 卓也

受託者 東京都江東区木場一丁目5番65号
株式会社りそな銀行
代表取締役 東 和浩